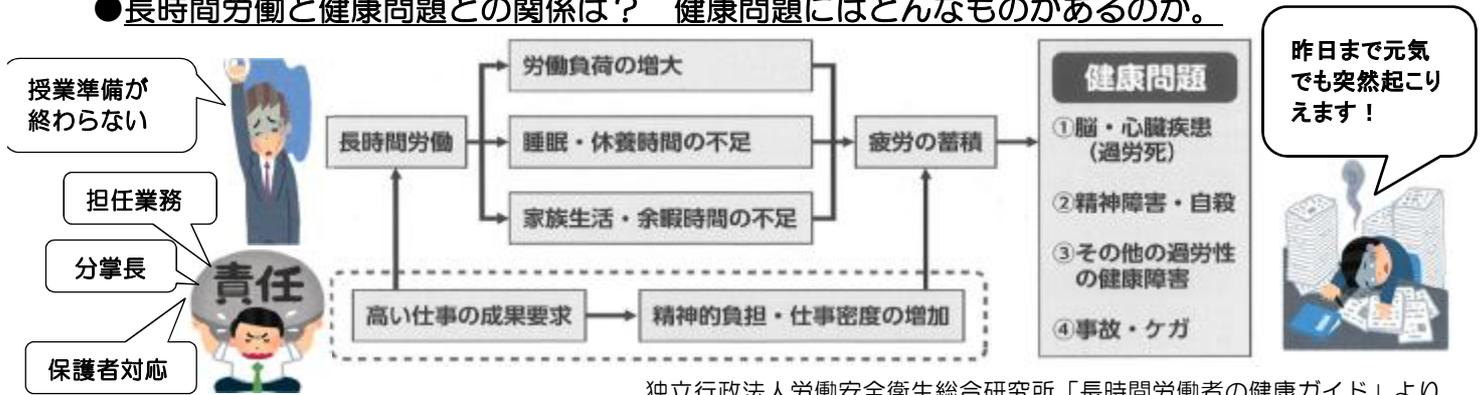


教職員と安全衛生管理者自身を守るためにも、  
面接指導対象職員には産業医による面接指導を受けさせるようにしてください。

● 長時間労働と健康問題との関係は？ 健康問題にはどんなものがあるのか。



● なぜ時間外在校等時間が月 80 時間以上あると、面接指導を受けなければならないか

⇒月 80 時間超えの時間外労働は、いわゆる過労死認定の目安の一つ！

時間外労働が月 80 時間のラインを越えると…

虚血性心疾患（心筋梗塞、狭心症、心停止、解離性大動脈瘤）や  
脳血管疾患（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞）での死亡リスクがアップ！！

<参考> 過労死の労災認定の際に基準となる時間外労働時間（厚生労働省）

- 発症前の 1～6 か月間に時間外労働が 1 か月約 45 時間を超える場合は業務と発症との関連性が徐々に強まる。
- 発症前 1 か月間に約 100 時間、または発症前 2～6 か月間にわたって 1 か月あたり平均約 80 時間を超える時間外労働があった場合は「業務と発症との関連性が強い」とする。

府立学校では、次のことを安全衛生管理者（校長・准校長）に義務づけています。

- 時間外在校等時間が月 80 時間を超えた職員に対しては、少なくとも年 1 回は、産業医による面接指導を受けさせること
- 時間外在校等時間が月 100 時間を超えた職員の情報を産業医に報告すること

「府立学校における長時間労働者への医師による面接指導実施要綱」

● 職員に面接指導を受けるように伝えても、受けることを拒む場合には

自分は元気だと思っけていても、業務をコントロールできている間は問題が顕在化しませんが、何かのきっかけで業務のコントロールを失うと急にリスクに変わる恐れがあると言われてています。

安全衛生管理者は安全配慮義務に基づき、「業務量が本当に負担ではないか、本人が気づいていない身体面や精神面の不調はないか」など産業医の面接指導を通して、職員の健康を確認する必要があります。

安全衛生管理者が職員の長時間労働を把握していながら、産業医の面接指導も受けさせず、職員にもしものこと（虚血性心疾患、脳血管疾患、精神疾患の発症、自死など）があった場合には、管理監督責任を問われかねません。職員が「元気だ」「必要ない」と面接指導を断ったとしても、面接指導対象職員については、医師による面接指導を受けさせ、健康状態の把握・確認をしてください。

また、業務時間の適切な把握のために、出退勤の打刻は正確に行うよう職員に指導ください。